

保護者の皆様へ

高等学校等就学支援金の受給要件の記載誤りについて

岐阜県教育委員会

日頃は高等学校等就学支援金事務にご協力いただきありがとうございます。

この度、6月に各学校より配布しました、以下の文書につきまして記載誤りがありました。これにより、所得要件を満たさない方についても、申請いただいている場合があるかと思えます。ご迷惑をおかけし大変申し訳ありませんでした。

なお、認定については、正しい計算方法で行われおりますので、ご承知おきください。

記載誤りの内容につきまして、疑義等がある場合は、下記連絡先までご連絡ください。

1 対象文書

- ・高等学校等就学支援金受給資格認定申請について
- ・高等学校等就学支援金の収入状況確認の実施について

2 記載誤り箇所

「就学支援金の受給要件（対象者）」の  と記載された枠の中の計算式

【誤】

扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒等よりも1年遅くなる者（保護者等が当該早生まれの生徒等を自己の扶養親族とする場合）に限り以下の計算方法を用いる。

（R4.7～R5.6分の判定において、H18.1.2～H18.4.1生まれの生徒等が対象）

NEW

（保護者等の市町村民税の課税標準額×6%—33万円）—調整控除額の合算額が304,200円以上の方



【正】

扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒等よりも1年遅くなる者（保護者等が当該早生まれの生徒等を自己の扶養親族とする場合）に限り以下の計算方法を用いる。

（R4.7～R5.6分の判定において、H18.1.2～H18.4.1生まれの生徒等が対象）

NEW

（保護者等の市町村民税の課税標準額—33万円）×6%—調整控除額の合算額が304,200円以上の方

※ 今年の7月審査において実際に本計算が適用されるのは、生徒本人がH18.1.2～H18.4.1生まれの方のみとなります。それ以外の方につきましては、例年通り「保護者等の市町村民税の課税標準額×6%—調整控除額の合算額」が304,200円以上の方は非対象となります。

連絡先

岐阜県教育委員会

教育財務課 管理経理係

電話：058-272-1111（内線 3476）